

# 移転価格の 実務対応解説シリーズ 【テーマ別】

第4号：移転価格上の無形資産評価業務におけるDCF法適用上の留意点



# 目次

---

1.	はじめに.....	3
2.	無形資産の価値評価の基礎 .....	3
3.	DCF 法適用上の留意点 .....	4
4.	無形資産の移管に係る移転価格文書化について.....	6
5.	まとめ.....	6

---

## 1. はじめに

移転価格税制における無形資産の価値評価は、この10年ほどで関連の法令ならびにガイドラインが整備され、実務面でも大きく進展しました。法令面では、2016年の「OECD多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（以下、「OECDガイドライン」）」の改定により無形資産の評価に係る「評価テクニック」の記載が追加され<sup>1</sup>、本邦でも2020年に本邦移転価格税制上の移転価格算定方法としてのDCF法（無形資産の評価を行う場合にはDCF法と同等の方法、本稿では単に「DCF法」とする）<sup>2</sup>が導入されました。

こうした法令・ガイドラインなどの整備により、外資系企業のみならず日系企業でも無形資産の評価・移管事例は増えています。そこで本稿では、無形資産の一般的な評価手法について概観した後で、DCF法の適用に係る各種ガイドラインと、付随する留意点について解説します。

## 2. 無形資産の価値評価の基礎

### （1）無形資産の評価手法

一般的な無形資産の評価には、「コストアプローチ」「インカムアプローチ（DCF法を含む）」および「マーケットアプローチ」があります。それぞれ手法の概要は以下のとおりです。

分析アプローチ	評価手法の概要
コストアプローチ (再調達原価法)	評価時点において、対象無形資産と同等の無形資産を新規に開発する場合に要するであろうコストの総額（機会費用）を評価額とする方法
インカムアプローチ (DCF法を含む)	無形資産に帰属する将来の収益を用いて価値を算出する方法。当該無形資産から生じる将来キャッシュフロー（または利益）を現在価値に還元し、その合計額を評価額とする方法
マーケットアプローチ (類似取引比較法)	対象無形資産に類似する取引を調査することにより、当該無形資産の価値を計算する方法

無形資産を評価するにあたり、コストアプローチやマーケットアプローチの適用を検討する場合もあります。例えばソフトウェアなどの、買い手が一定のコストを負担し期間を費やすことにより再取得することが比較的容易と考えられる資産については、コストアプローチを適用する場合もあります。また、評価対象となる無形資産を第三者から取得した実績がある場合には、その取引価格を援用する形でマーケットアプローチを適用する場合もあります（ただし、取引のタイミングについては慎重な検討および調整が必要です）。

しかし多くの場合、こうしたアプローチの適用は容易ではなく、インカムアプローチ（特にDCF法）により評価を行う事例が多くなっています。

### （2）DCF法の基礎

DCF法は、一般的には、将来のフリー・キャッシュ・フロー予測を一定の割引率で割り引いた現在価値によって無形資産を評価する方法とされています<sup>3</sup>。

DCF法による無形資産の評価は、一般的には以下の手順を踏むことにより行われます。

<sup>1</sup> OECDガイドライン パラグラフ6.153。

<sup>2</sup> 租税特別措置法施行令39の12⑧六。

<sup>3</sup> 前述の租税特別措置法施行令39の12⑧六によれば、DCF法は「国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものも含む。以下この号において同じ）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法」と定義されています（無形資産を評価する場合には「DCF法と同等の方法」を適用）。なお、「インカムアプローチ」と「DCF法」は一般的には異なる概念ですが、ここでは日本の法令に従い「DCF法」で統一します。

- 手順 1: 無形資産を使用して営む事業に係る将来のキャッシュフローを見積もる
- 手順 2: 無形資産の耐用年数を定める
- 手順 3: 当該無形資産に帰属する税引き後キャッシュフローを計算する<sup>4</sup>
- 手順 4: 割引率を算定し、それを適用することにより当該無形資産に帰属する税引き後キャッシュフローに係る割引現在価値を計算する
- 手順 5: 手順 4 の算定結果を基に税効果などの調整を行い、無形資産の価値を算定する

以下、上記の手順に係る留意点をいくつか説明します。

### 3. DCF 法適用上の留意点

#### (1) キャッシュフローか会計上の利益か？

DCF 法は、キャッシュフローに基づいて評価を行うことが原則ですが、実務上は会計上の利益に基づいて算定することが多くなっています。この論点について OECD ガイドラインは「予測に基づく財務評価の事例において、キャッシュフローの予測に基づく分析が用いられることがよくある（中略）しかし、数々の検討を踏まえた結果、実務上の移転価格の文脈においては、予測キャッシュフローよりも予測所得の使用によって、より信頼できる結果を生み出すことがある」としています<sup>5</sup>。

#### (2) 分析に用いる事業計画

評価に用いる事業計画について、日本の移転価格事務運営指針は「予測の根拠及び目的、予測期間の長短ならびに予測の基礎となる過去の収益実績の整合性等」を、成長率については「国外関連取引に係る事業の将来性や当該事業が属する業種に係る市場の成長率の程度」を勘案するとしています<sup>6</sup>。したがって税務調査に対応するにあたっては、過去のトレンドと将来の事業計画のトレンドの差異を確認した上で、両者に大きな相違があれば説明できるようにしておくことが望ましいものと考えられます。また、当該事業が属する業種の産業分析を行い、産業全体の成長率や当該事業が獲得することができる市場シェアの見通しなどから長期的な事業予測を説明できるようにしておくことが有益なものと考えられます。

また、OECD ガイドラインは財務予測について、「税目的以外の事業計画の目的で作成された予測は、税または移転価格分析のみを目的に作成された予測よりも、信頼性が高いことが多いかもしれない」としています<sup>7</sup>。実務上も無形資産の評価のために新たに計画を策定することは必ずしも一般的ではなく、経営管理・会計上の減損テストなどで使用した計画などを移転価格上の評価に援用することが多くなっています。一方、経営管理目的で作成した事業計画は、客観的な予測というよりも管理目的のストレッチゴールになっている場合もあります。そのまま評価に適用すると、無形資産の価値を過大に評価することになる場合もある点は留意が必要です。

また、過去に税務目的以外の目的で評価を行っているかを確認し、その内容を援用することも検討します。

#### (3) 無形資産の耐用年数

一般的に無形資産の耐用年数は有限であり、評価の際には事業計画の策定と合わせ、無形資産の耐用年数を決定します。ただし、耐用年数不確定（無期限）とする場合もあります。

OECD ガイドラインは、無形資産の耐用年数が「法的保護の性質および期間」「技術変化の度合いおよび新製品や改良品の開発」によって影響を受けるとしています。また、移転された無形資産の性質を検討し、「耐用年数が無期限で、継続的に開発される無形資産」などを評価する場合には、キャッシュフローの予測に将来の開発費用を含めることが適切であるとしています<sup>8</sup>。

実務上、評価する無形資産の内容によっては一定の耐用年数を定めることができない場合もあり、さまざまな前提条件に基づいて複数のシナリオでシミュレーションを行った上、妥当と思われる価値を絞り込んでいくことも行われます。

#### (4) 当該無形資産に帰属するキャッシュフローの計算

---

<sup>4</sup> 米国を中心に税引き前のキャッシュフローを用いる実務もありますが、ここでは省略します。

<sup>5</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.157 の脚注 6。

<sup>6</sup> 移転価格事務運営指針 4-13(1)及び(2)。

<sup>7</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.164。

<sup>8</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.121 及び 6.167。

無形資産の評価を行う際には、事業計画上の利益またはキャッシュフローの中から、無形資産に帰属する部分を算定することが必要です。無形資産に帰属する所得の算定にあたっては、「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」【事例9】の解説において、以下の2つの方法について記載しています。

- **取引単位営業利益法と同様の考え方**:「無形資産に係る予測利益の金額について、法人が特許権等の無形資産を国外関連者に譲渡した場合において、国外関連者が、国外関連取引に係る事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する他の法人と同程度の製造機能及び販売機能を有するとき」には、「取引単位営業利益法と同様の考え方で国外関連者の機能に見合う通常の予測利益を計算し、これを超える国外関連者の残余の予測利益を無形資産に係る予測利益の金額として無形資産の譲渡に係る対価の額として算定する」ことが可能であるとしています。
- **利益分割法と同様の考え方**:また、利益分割法と同様の考え方で、「法人及び国外関連者の果たす機能等に照らして、法人及び国外関連者双方が予測利益の発生に対して寄与する程度に基づき国外関連取引に係る事業全体の予測利益を配分し、無形資産に係る予測利益として配分された金額を無形資産に係る予測利益の金額とする」方法の適用が適切なケースがあるとしています。

こうした方法に加え、以下に述べるロイヤルティ免除法も、実務上では幅広く用いられています。

- **ロイヤルティ免除法**:当該無形資産を保有していないかったと仮定した場合に、もし第三者からライセンスを受けて使用するとしたら適用されるであろうロイヤルティ料率を推定して仮定の支払いロイヤルティを推定し、当該無形資産を所有することによってその金額の支払いが免除されることから、当該無形資産には支払いを免除される金額に相当する価値があるものと想定して評価を行う方法です。分析に適用するロイヤルティ料率については、移転価格上の独立価格比準法と同等の方法(CUP法: Comparable Uncontrolled Price Method)を適用することにより当該無形資産のライセンスを受けたとした場合の独立企業間料率を算定し、その料率を事業計画の売上予測に対して適用することにより、無形資産に帰属する利益を推定する場合もあります。

なお、取引単位営業利益法と同様の考え方で評価を行うことは移転価格以外の領域では必ずしも一般的ではないと考えられ、また利益分割法の適用についても実務上の相違が多く見られることから、無形資産に帰属する利益の算定は移転価格に独特な色合いの濃い実務となっています。

#### (5) 割引率の算定

実務上、割引現在価値の算定に用いる割引率の算定には加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital:以下、「WACC」)が最もよく用いられます。WACCとは、株主資本コストと負債資本コストを、それぞれの調達額に応じた割合で加重平均して求めた資本コストです。株主資本コストは多くの場合、Capital Asset Pricing Model(CAPM)を用いて算出します。

割引率の算定に係るテクニカルな詳細は本稿の対象外です。ただし WACC の適用について OECD ガイドラインでは「(中略)納税者も税務当局も、適切な割引率の決定が重要な状況において、加重平均資本コスト(WACC)またはその他の基準に基づく割引率について、常に移転価格分析を用いるべきだと仮定すべきではない。むしろ、適切な割引率の決定にあたり、個別事例の事実や対象となるキャッシュフローに即した一定の条件およびリスクを評価すべきである<sup>9</sup>」としており、特に開発途中的無形資産の評価にあたっては、WACC を機械的に適用すべきではないことを明確にしています<sup>10</sup>。

本邦移転価格税制においては、「独立企業間価格を算定する際に用いる割引率については、国外関連取引に係る事実、予測利益の金額の計算内容、国外関連取引に係る事業のリスク(予測利益の金額の変動リスクを含む)等個々の状況に応じて割引率が合理的と認められるものかどうかを検討する(中略)当該無形資産を使用して製造した製品が属する事業のリスク(当該無形資産に係る予測利益の金額の変動リスクを含む)に応じた期待収益率や加重平均資本コスト等個々の状況に応じて合理的と認められる割引率を用いているかどうかを検討することとなる<sup>11</sup>」として WACC の使用について定めるとともに、参考事例集(事例 24)の中で WACC の適用について言及しています。

#### (6) 税効果などの調整

無形資産を譲受人が取得する際、その無形資産をバランスシートに計上し償却できる場合には、無形資産の価値算定の際にその節税効果(amortization tax shield)を考慮します。OECD ガイドラインは評価テクニックの適用に係る税効果について、「評価テクニックの目的が、無形資産に関連する予測キャッシュフローを分離することである場合、その予測キャッシュフローに係る予測される将来の税効果の評価及び定量化が必要になる。考慮すべき税効果には、(i)将来キャッシュ

<sup>9</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.171。

<sup>10</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.172。

<sup>11</sup> 移転価格事務運営要領 4-13(3)。

フローに課されると見込まれる税、(ii)譲受人が利用可能と見込まれる税務上の償却効果があればその効果、および(iii)移転の結果、譲受人に対して見込まれる課税があればその課税が含まれる<sup>12</sup>としています。

また、日本の移転価格参考事例集にも節税効果の計算例が示されています(事例 24)。

適用する税率については、OECD ガイドラインでは上述の通り「将来キャッシュフローに課されると見込まれる税」としていますが、実務上は OECD ガイドライン上の考え方<sup>13</sup>に基づき、買い手・売り手双方の観点から適用税率を検討することが多く、一般的な会計上の評価などではあまり見られないと思われる移転価格独特の実務となっています。

#### 4. 無形資産の移管に係る移転価格文書化について

無形資産の移管が移転価格税制上の国外関連取引となる場合には、移転価格文書化の対象となります。特に移転価格ローカルファイルの作成において、無形資産の移管に係る取引金額が 3 億円を超える場合には同時文書化の対象となる点は、注意が必要です。また、移転価格マスターファイルを作成している場合には、同文書上の「多国籍企業の無形資産」に記載の内容を精査し、必要に応じ無形資産の移管を反映する必要があります。さらに税務申告書上、別表 17(4)に取引内容を開示します。

無形資産が本邦移転価格税制上の特定無形資産<sup>14</sup>に該当する場合には、特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置(所得相応性基準)の適用対象となります。その場合、特に分析に用いた事業予測と事後的な実績値に一定水準以上の乖離が見出された場合などには、事後的に課税が行われる可能性があります<sup>15</sup>。その対応策としても、適切な評価を行い、文書化を実施しておくことが必要になります。

#### 5. まとめ

この 10 年ほどにおける OECD ガイドラインおよび本邦移転価格税制の整備により、移転価格税制上の DCF 法を適用した無形資産価値評価は実務面でも大きく進展しました。DCF 法を適用し無形資産を評価するにあたり、こうしたガイドラインなどには参考にすべき記載が多く含まれています。

一方、無形資産の評価にあたっては、無形資産に帰属する利益の算定や売り手側・買い手側双方の交渉上の立場を考慮した税効果の検討、移転価格文書化など、移転価格独特と思われる実務もあり<sup>16</sup>、無形資産の国境を跨いだ譲渡を検討するにあたっては、移転価格専門家の関与を検討することをお勧めします。

---

<sup>12</sup> OECD ガイドライン パラグラフ 6.178。

<sup>13</sup> OECD ガイドラインは「独立企業は、取引を行う前に、選択しようとしている条件と選択しうる他の条件とを比較し、ビジネス目的により合致するような明らかに有利な条件が他に存在しないと判断した場合にのみ、当該取引を行うであろう(中略)通常、独立企業が、実際に利用できる選択肢を検討する場合、複数の選択肢の経済的差異(リスクの程度における差異等)を検討するだろう。」(パラグラフ 1.38)としています。なお、取引当事者の選択肢を考慮した分析は、税効果だけでなく事業計画、無形資産に帰属する利益の決定などにも影響を与える場合もありますが本稿では省略します。

<sup>14</sup> 租税特別措置法施行令 39 の 12⑭は、「(1)固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること、(2)無形資産に係る予測利益の額を基礎としてその独立企業間価格を算定するものであること、(3)無形資産に係る予測利益の額その他の独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること」の 3 要件が満たされる無形資産を特定無形資産と定義しています。

<sup>15</sup> 租税特別措置法 66 の 4⑧は、「法人が行った特定無形資産国外関連取引について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項(当該取引を行った時に当該法人が予測したものに限る)についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長はその相違する事実及びその相違したこととなった事由の発生の可能性を勘案して算出した金額を独立企業間価格とみなして、法人の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をることができる」としています。

<sup>16</sup> 価値標準としての移転価格税制上の独立企業間価格と他の標準の詳細な相違については、テクニカルな内容を含みますので本稿では省略します。

# お問い合わせ先

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

PwC 税理士法人

国際税務サービスグループ(移転価格)

ディレクター 松村 音彦

## 【お問い合わせフォーム】

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 力国に及ぶグローバルネットワークに約 370,000 人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.